

工事の施工に伴う書類等の取扱基準

令和7年4月改定
三鷹市

工事の施工に伴う書類等の取扱

1 工事に伴う提出書類様式

書類の様式を下記のとおり定めた。

- ・提出書類押印省略承諾願 (※)
- ・現場代理人及び主任技術者等通知書 ……………様式-1※
- ・工事工程表 ……………様式-2※
- ・工事完成届兼検査願 ……………様式-3※
- ・工事部分払検査願 ……………様式-3-2※
- ・土曜、日曜、祝日等施工届 ……………様式-4※
- ・材料検査願 ……………様式-5※
- ・材料検査内訳書 ……………様式-6
- ・材料搬入予定調書 ……………様式-7※
- ・材料搬入予定内訳調書 ……………様式-8
- ・材料搬入調書 ……………様式-9※
- ・材料搬入内訳調書 ……………様式-10
- ・〇〇報告書 ……………様式-11※
- ・〇〇計画書 ……………様式-12※
- ・〇〇承諾願 ……………様式-13※
- ・工事作業予定週報 ……………様式-14
- ・事故報告書 ……………様式-15※
- ・再資源化等報告書 ……………様式-16
- ・搬出車両記録表 ……………様式-17
- ・自重計計測記録表 ……………様式-18
- ・法第13条及び省令第7条に基づく書面 ……………様式-19
- ・説明書 ……………様式-20

※提出書類押印省略承諾書を提出した場合、本取扱基準の書類の押印を省略することができる。
なお、提出書類押印省略承諾書を提出しない場合は、書類の押印が必要となる。

2 工事に伴う提出書類を不要とする場合又は簡素化する場合の取扱い

工事に伴う提出書類を不要とする場合又は簡素化する場合の取扱いについて、一覧表に定めた。なお、監督員が特に必要と認めたときは別途提出を求めることがある。

No	名称	分類		備考
		提出 不要	簡素化	
1	現場代理人及び主任技術者等の 経歴書 (資格者証の写しにより省略)		○	<ul style="list-style-type: none"> ・現場代理人及び主任技術者等は、下記資格者証の写しの提出により経歴書が省略できる。 ・主任技術者等は、監理技術者資格者証の写しの提出により、経歴書が省略できる。 ・監理技術者資格者証の写しが無い場合は、建設業法の資格に必要な資格者証、合格証明書、免許証等の写しの提出により経歴書が省略できる。 ・主任技術者が、建設業法の資格を有しない場合は、法第7条第2号ロにより、当該工事について10年以上の実務経験を記載する。 ・特記仕様書等で特に定められた資格がある場合には、その資格に必要な資格者証等の写しの提出が必要である。
2	材料搬入予定調書	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・材料の搬入予定を施工計画書等に記載する場合は、提出不要とする。
3	() 承諾願		○	<ul style="list-style-type: none"> ・材料承諾時において、材料の仕様をJIS等で指定している場合に、当該証明書のみで材料等の概要が分かるものやWEB上で資料を公開しているものはURLを記載することで、監督員が認めた場合のみカタログ等の添付を省略できる。
4	工事カルテ(コリンズ)登録報告書	○		<ul style="list-style-type: none"> ・登録の確認にあたり、監督員によるメール確認を行っているため、書類の提出は不要とする。
5	工事記録写真撮影計画書承諾願	○		<ul style="list-style-type: none"> ・工事契約後の監督員との協議により、提出不要とできる。
6	施工計画書		○	<ul style="list-style-type: none"> ・数量のわずかな増減等の軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合については、新たに変更施工計画書の作成、提出は不要とする。 (軽微な変更の事例) 工期末の精算変更、施工方法の変更を伴わない工事中の数量の増工や工期のわずかな変更、条ズレ、ページの変更等。 ・変更施工計画書は、変更が生じないページを改めて提出する必要はなく、項目の追加等によるページ番号、項目番号等の修正を行うことを不要とする。
7	施工体制台帳・施工体系図		○	<ul style="list-style-type: none"> ・下記に記載の書類については、添付を不要とする。 ① 建設業許可や警備業認定証の写し ② 請負会社の厚生年金保険や雇用保険加入を証明するものの写し

				③ 監理技術者などの技術者届の写し ④ 技術者配置要件 <u>以外</u> の資格や実務経歴の写し ⑤ 警備業者との契約書及び警備員の資格の写し
8	再資源化報告書 産業廃棄物処理報告書		○	・マニフェストのコピーの提出は不要とする。 添付書類はマニフェスト集計表・換算表のみとし、マニフェストは監督員への提示のみとする。
9	材料搬入調書	○		・営繕工事（建築工事・電気工事・機械工事）については、提出不要とする。
10	工事カルテ（コリンズ）変更登録報告書	○		・登録内容の確認にあたり、監督員によるメール確認を行っているため、書類の提出は不要とする。
11	工事カルテ(コリンズ)完了報告書	○		・登録内容の確認にあたり、監督員によるメール確認を行っているため、書類の提出は不要とする。

3 工事施工に伴う書類等の提出書類を一覧表に定めた。一覧表の提出書類は、土木標準工事におけるものであり、必要に応じて監督員へ提出すること。

なお、一覧表に記載されていない書類であっても、国・東京都等の補助事業工事等については、監督員が別途提出を求めることがある。

(1) 契約締結後から工事着手前までに提出する書類					
No	提出時期	提出書類	提出部数	提出条件	備考
1	契約締結後 速やかに	提出書類押印省略承諾願	2部		
2	同上	現場代理人及び主任技術者等通知書	2部		様式-1
3	同上	同上経歴書	2部	※1	様式-1-2
4	契約締結後 3日以内	工事工程表	2部		様式-2 工事請負契約約款第3条
5	同上	法13条及び省令第7条に基づく書面	3部		様式-19 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)
6	同上	説明書	2部		様式-20 同上
7	現場着手前 までに	道路使用計画書	3部		様式-12
8	同上	施工計画書	1部	契約金額1,000万以上(消費税含む)	様式-12
9	同上	材料搬入予定調書	1部	※1※4	様式-7 様式-8
10	同上	使用材料承諾願	2部	※1	様式-13
11	事由発生時 速やかに	材料検査願	2部	工事監督員による工場検査を行う場合	様式-5 様式-6
12	現場着手前 までに	工事記録写真撮影計画書承諾願	2部	監督員が特に必要と認めた場合	様式-13
13	同上	お知らせビラ	1部		
14	同上	建設業退職金共済制度掛金収納報告書	1部	受注者が加入者を確認した工事に適用する。辞退届は廃止済の為提出不要	様式-11 ※3
15	同上	施工体制台帳(施工体系図)	1部		様式-11 建設リサイクル法該当時告示書添付

16	同上	産業廃棄物処理計画書 (添付書類) ・運搬処理業者一覧表 ・運搬処理業者許可証 (写) ・運搬経路図 ・再生資源利用(促進) 計画書(コブリス) ・有害物質チェックリスト ・確認結果票(建設発生土を搬出する場合) ・建設発生土搬出のお知らせ(建設発生土を100m ³ 以上搬出する場合)	1部	※4	様式-12
----	----	--	----	----	-------

(2) 設計変更時に提出する書類

No	提出時期	提出書類	提出部数	提出条件	備考
1	変更協議後速やかに	設計変更に伴う承諾書	1部		
2	変更協議終了後速やかに	変更後工程表	2部		様式-2

(3) 部分払時に提出する書類

No	提出時期	提出書類	提出部数	提出条件	備考
1	既済部分完成後速やかに	工事部分払検査願	2部		様式-3-2 工事請負契約約款第38条
2	同上	実績工程表	2部		様式-2
3	同上	部分払(出来高)内訳書	3部		
4	同上	工事写真(出来高)	1部		要点を絞り、印刷及び紙による提出をすること。
5	検査合格後速やかに	請負代金請求書	1部		

(4) 工事一部完成時に提出する書類

No	提出時期	提出書類	提出部数	提出条件	備考
1	指定部分完成後速やかに	工事一部完成届兼検査願	2部		様式-3 工事請負契約約款第39条
2	同上	工事一部完成内訳書	3部		
3	同上	一部竣工図	1部		

4	同上	工事写真(一部完成時)	1部		要点を絞り、印刷及び紙による提出をすること。
5	一部完成検査後速やかに	請負代金請求書	1部		

(5) 工事完成時に提出する書類					
No	提出時期	提出書類	提出部数	提出条件	備考
1	工事完成後速やかに	工事完成届兼検査願	2部		様式-3 ※3
2	同上	竣工図	紙媒体 3部 電子データ 1部		
3	同上	工事写真	紙媒体 1部 電子データ 1部		紙媒体での提出については、要点を絞り提出をすること。
4	同上	各種品質管理(または施工管理)報告書	1部		様式-11
5	同上	再資源化報告書(再生資源利用実施(コブリス) (添付書類) ・再生資源利用(促進)実施書(コブリス) ・マニフェスト集計表及び換算表 ・リサイクル阻害要因説明書(該当する場合)	1部	建設リサイクル法該当時	様式-16 ※2
6	同上	産業廃棄物処理報告書(再生資源利用実施(コブリス) (添付書類) ・再生資源利用(促進)実施書(コブリス) ・マニフェスト集計表及び換算表 ・リサイクル阻害要因説明書(該当する場合)	1部	建設リサイクル法該当しない場合	※2
7	同上	材料搬入調書	1部		様式-9 様式-10
8	同上	各種試験結果報告書	1部		様式-11
9	同上	出来形管理報告書	1部	監督員が特に必要と認めた場合	様式-11
10	同上	出来高管理報告書	1部		様式-11

11	同上	民間受入地搬入確認報告書	1部		様式-11
12	同上	搬出車両記録報告書	1部	監督員が特に必要と認めた場合	様式-11 様式-17
13	同上	自重計計測記録報告書	1部	監督員が特に必要と認めた場合	様式-11 様式-18
14	同上	建設業退職金共済制度実績報告書	1部	適用工事は、実績がない場合も提出すること。適用しない工事は提出不要。	様式-11 ※3
15	同上	公共事業遵守証明書	1部	日雇労働者雇入れ実績がある場合のみ提出すること。	様式-11 ※3
16	完了検査合格後速やかに	請求内訳書	1部		
17	同上	請負代金請求書	1部		

(6) その他提出する書類					
No	提出時期	提出書類	提出部数	提出条件	備考
1	受け渡しと同時に	支給材料受領書	1部		
2	事由発生後、理由書と共に速やかに	使用材料変更承諾願	2部		様式-13
3	事由発生後、速やかに	納品伝票	1部	監督員が特に必要と認めた場合	
4	毎週木曜日に翌週分を提出	工事作業予定週報	1部		様式-14 監督員資料として※3
5	作業実施決定後、速やかに	土曜、日曜、祝日等施工届	2部		様式-4
6	事由発生後、速やかに	事故報告書	1部		様式-15

※1 「2 工事に伴う提出書類を不要とする場合又は簡素化する場合の取扱い」に記載のとおり、提出書類の不要または簡素化することができる。

※2 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、建設リサイクル法）に該当する場合、再資源化報告書としてコブリス、マニフェスト集計表・換算表を添付して提出し、産業廃棄物処理報告書（鑑）は不要とする。

また、建設リサイクル法に該当しない場合は、産業廃棄物処理報告書（鑑）にコブリス、マニフェスト集計表・換算表を添付して提出する。

※3 PDFデータによる電子メールでの提出を可能とする。

※4 施工計画書に添付した場合は、様式による鑑の提出は不要とする。

記録

1. 初版：平成14年8月
2. 2版：平成26年10月
3. 3版：令和4年4月
4. 4版：令和6年4月
5. 5版：令和7年4月